

習志野市マンション耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりを推進するために、習志野市マンション耐震診断費補助金(以下「補助金」という。)を予算の定めるところに従って交付することについて、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項の区分所有者が2人以上存する共同住宅をいう。

(2) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する管理を行うための団体又は区分所有法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(3) 耐震診断者 マンションの耐震診断を実施するために必要な知識及び技能を有する者として、次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士であって、同法第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所に所属している者であること。

イ 建築士法第10条の3第3項に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けている者又は補助金の交付申請の日から起算して過去5年以内にマンションの耐震診断を行った実績がある者であること。

ウ マンションの耐震診断を行うため、診断する建築物の構造区分に応じ、建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会を受講し、これを修了している者であること。

(4) 耐震診断 地震に対するマンションの安全性を評価することをいう。

(5) 予備診断 次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断の必要性を検討することをいう。

ア 建物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査

イ 関係図書の有無の確認

- ウ 建物の修繕履歴、被災履歴等の調査
 - エ 建物の外観調査
 - オ 本診断に係る次号に規定する指針等の適用の可否の検討
 - カ 本診断の必要性の検討
 - キ 本診断の実施の方法の検討
 - ク 本診断に要する費用の見積り
- (6) 本診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項の規定に基づき定められた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添第1第2号から第4号までの規定及び次に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれに定める指針等に基づいて行う耐震診断をいう。
- ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断・耐震改修・同解説
 - イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説
 - ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説
 - エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象マンションの管理組合であって、区分所有法第3条又は第65条の集会(以下「集会」という。)において、当該マンションの耐震診断を行うことの決議及び耐震診断に係る費用の一部について、補助金の交付を申請することの決議を得ているものとする。
- 2 補助金の交付の申請は、1の管理組合につき1棟に限る。ただし、1の管理組合が複数棟のマンションを同一敷地内又は同一敷地と同等と市長が認める敷地内に有する場合であって、これらのマンションの全部又は一部を一括して申請しようとするときは、この限りでない。

(補助対象マンション)

- 第4条 補助の対象となるマンションは、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 本市に建築されたものであること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

- (4) 地階を除く階数が3以上あり、かつ延べ面積が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 当該マンションの延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ面積の占める割合が2分の1以上であること。
- (6) 区分所有者が現に居住する住宅戸数の割合が、全住宅戸数の5分の4以上であること。
- (7) 当該マンションの耐震診断に必要な構造関係図書があること。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、耐震診断者に支払った耐震診断に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助金対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1棟につき、34,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 交付規則第5条の規定により予備診断における補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る契約を締結する前に習志野市マンション耐震診断費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築確認通知書を取得したことを証する書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 申請者がマンションの管理組合の代表者であることを証する書類
- (4) 法人登記事項証明書(マンションの管理組合が法人の場合に限る。)
- (5) 管理組合の集会において予備診断を行うことが決議されたことを証する書類
- (6) 管理組合に係る管理規約の写し
- (7) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名一覧
- (8) 用途及び階ごとの面積を確認することができる書類
- (9) 案内図、配置図、平面図、立面図等の建築概要が分かる図面
- (10) 構造関係図書(構造計算書、構造図等)の目次の写し
- (11) 予備診断に要する費用の見積書又はその写し
- (12) 耐震診断者の一級建築士免許証の写し
- (13) 耐震診断者が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
- (14) 耐震診断者が、耐震診断講習会(非木造)を修了していることを証する書類の写し

(15) 耐震診断者の建築士法第10条の3第3項に規定する構造一級建築士証の写し又は耐震診断者が申請に係る補助金の交付の申請の日から起算して過去5年以内にマンションの耐震診断を行ったことを証する書類

(16) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 市長は補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を申請した年度の1月15日までに関係書類を添えて実績報告をすること。ただし、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(2) その他市長が必要と認める条件

(補助事業の内容の変更等)

第8条 交付規則第10条第1項の承認に係る通知は、習志野市マンション耐震診断補助金事業変更・中止・廃止承認(不承認)決定通知書(別記第4号様式)とする。

(代理受領)

第9条 市長は、交付規則第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)からの委任に基づき、交付決定を受けた者に支給されるべき額の限度において、交付決定を受けた者に代わり、当該補助金の交付に係る予備診断を行った耐震診断者(以下「診断を行った者」という。)に当該補助金を支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の支給があったものとみなす。

3 交付決定を受けた者から補助金の受領の委任を受けた診断を行った者(以下「代理受領者」という。)は、当該交付決定を受けた者から、耐震診断に要する費用から補助金の額を差し引いた額の支払いを受けるものとする。

4 代理受領者は、前項の規定により支払いを受けたときは、交付決定を受けた者に対し、当該支払いを受けた額に係る領収書を交付しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付規則第16条の規定により予備診断の実績報告をしようとするときは、習志野市マンション耐震診断費補助金実績報告書(別記第2号様式)に次に

掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予備診断

- ア 予備診断結果報告書
- イ 予備診断の実施に係る契約書の写し
- ウ 予備診断に要した費用の請求書の写し
- エ 予備診断に要した費用の領収書の写し
- オ 本診断に要する費用の見積書又はその写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(交付の請求)

第11条 交付規則第19条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、習志野市マンション耐震診断費補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、代理受領者が補助金を受領する場合は、委任状(別記第5号様式)を添えなければならない。

(申請書等)

第12条 交付申請書、実績報告書及び交付請求書の様式は、交付規則第5条第3項、第16条第2項及び第19条第3項の規定により、この要綱に規定する別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式(第6条)

(第1面)

習志野市マンション耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者(管理組合)所在地
名 称
(代表者)住 所
氏 名
電話番号

マンション耐震診断費補助金の交付を受けたいので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付申請額 円 ((C)を記入)

2 補助金の額の算定

耐震診断に要する費用の見積額(A)

(A) 円 $\times 2 / 3 =$ (B) 円

(B)は、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入

(B)と34,000円のいずれか少ない額 (C) 円

3 耐震診断の着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

(第2面)

4 建物概要

建物名称	
建物所在地 (地名地番)	習志野市
規模	地上 階、地下 階
	延べ面積 m ²
構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造、 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造、 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート
用途	<input type="checkbox"/> 住宅専用、 <input type="checkbox"/> 複合用途(店舗、事務所、その他 ())
住宅比率	a: 住宅部分床面積 m ²
	b: 非住宅部分床面積 m ²
	a/(a+b) × 100 = %
区分所有者 居住比率	c: 住宅の戸数 戸
	d: 区分所有者が現に居住する戸数 戸
	d/c × 100 = %
建築年月日	昭和 年 月 日(確認通知日又は着工日を記入)
検査済証	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
増築の有無	<input type="checkbox"/> 有(年 月) ・ <input type="checkbox"/> 無
設計図書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
耐震診断士	資格 一級建築士 登録第 号 構造設計一級建築士 交付番号 氏名
	建築士事務所 登録番号 知事登録 号 名称 所在 電話番号
	講習修了証番号及び受講年月日 第 号 年 月 日 受講
備考	

5 添付書類

習志野市マンション耐震診断費補助金交付要綱第6条第1項の書類を添付してください。(第3面を添付してください。)

交付申請に添付する書類 [添付した書類は、□にチェックを入れてください]

予備診断

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築確認通知書を取得したことを証する書類
- (2) 登記事項証明書(建物)
- (3) 申請者がマンションの管理組合の代表者であることを証する書類
- (4) 法人登記事項証明書(マンションの管理組合が法人の場合に限る。)
- (5) 管理組合の集会において予備診断を行うことが決議されたことを証する書類
- (6) 管理組合に係る管理規約の写し
- (7) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名一覧
- (8) 用途及び階ごとの面積を確認することができる書類
- (9) 案内図、配置図、平面図、立面図等の建築概要が分かる図面
- (10) 構造関係図書(構造計算書、構造図等)の目次の写し
- (11) 予備診断に要する費用の見積書又はその写し
- (12) 耐震診断者の一級建築士免許証の写し
- (13) 耐震診断者が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
- (14) 耐震診断者が、耐震診断講習会(非木造)を修了していることを証する書類の写し
- (15) 耐震診断者の建築士法第10条の3第3項に規定する構造一級建築士証の写し又は耐震診断者が申請に係る補助金の交付申請の日から起算して過去5年以内にマンションの耐震診断を行ったことを証する書類
- (16) その他市長が必要と認める書類

(注意事項) 申請書等は、予備診断を実施する前に市長に提出が必要です。

第2号様式(第10条)

習志野市マンション耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者(管理組合)所在地

名 称

(代表者)住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け習志野市指令 第 号により、習志野市マンション耐震診断費補助金の交付決定の通知を受けたマンション耐震診断が完了したので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の額		円
2 着手年月日		年 月 日
3 完了年月日		年 月 日
4 添付書類	(1) 予備診断結果報告書 (2) 予備診断の実施に係る契約書の写し (3) 予備診断に要した費用の請求書の写し (4) 予備診断に要した費用の領収書の写し (5) 本診断に要する費用の見積書又はその写し (6) その他市長が必要と認める書類	
5 習志野市マンション耐震診断費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の受領を委任した額		円

第3号様式(第11条)

習志野市マンション耐震診断費補助金交付請求書

年 月 日

習志野市長 宛て

申請者(管理組合)所在地

名 称

(代表者)住 所

氏 名

印

電話番号

習志野市補助金等交付規則により、習志野市マンション耐震診断費補助金の交付を次のとおり請求します。

1 指令年月日	年 月 日
2 指令番号	習志野市指令 第 号
3 交付決定額	円
4 交付確定額	円
5 交付請求額	円

6 振込先	金融機関名		預金区分	1普通・2当座・3貯蓄
	支店名 (フリガナ) 口座名義		口座番号	

第4号様式(第8条第2項)

習志野市マンション耐震診断費補助事業変更・中止・廃止承認(不承認)決定通知書

年 月 日

様

習志野市長

年 月 日付けで申請のあった習志野市マンション耐震診断費補助事業等変更・中止・廃止については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認する

内容

2 承認しない

理由

委任状

年 月 日

習志野市長 宛て

(委任者) (管理組合) 所在地 _____

名 称 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

私は、習志野市マンション耐震診断費補助金 _____ 円について、下記の者に受領の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

振 込 先

金融機関名 _____

本・支店名 _____ 本・支店

預金種別 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____